

川崎区役所広告審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎区役所が所管する市有財産又は広報印刷物等への民間事業者等の広告掲載及び広告付き物品等の無償提供等を受ける場合、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準の規定に基づき、広告掲載の可否等を審査するため、川崎区役所広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 広告媒体の決定
- (2) 広告の内容等
- (3) 広告の規格等
- (4) 広告募集方法等
- (5) その他、第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は区長を、副委員長は副区長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は別表1の職にあるものをもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会議の議長となり会議を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の設置等)

第5条 委員長は第2条各号に掲げる事項に関する審査を円滑に進めるために、部会を設置することができる。

- 2 部会長は総務課長とし、部会員は別表2の職にあるものをもって充てる。
- 3 部会の構成上、必要と認められる場合は、部会長は委員長の承認を得て、専門知識を有する者又は関係者を部会員に加えることができる。
- 4 部会の運営等については、別途定める。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(関係職員の出席)

第7条 委員会において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表1

区長（委員長）
副区長（副委員長）
まちづくり推進部大師支所長
まちづくり推進部田島支所長
区民サービス部長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 所長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 副所長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 担当部長（生活保護担当）
道路公園センター所長

別表2

まちづくり推進部総務課長（部会長）
まちづくり推進部企画課長
区民サービス部区民課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域ケア推進課長
当該の所管課長